

⑭憲法委員会第8次草案

(ロシア連邦憲法委員会第8次草案。1993年3月2日)

KK 資料集 4/1 卷 262-315 頁

<注記 262 頁>

ロシア連邦憲法草案は、第6回人民代議員大会、最高会議、憲法委員会によってその基本諸規定が承認されており、第6回大会と第7回大会の間、さらには第7回大会後に寄せられた指摘や提案を考慮して憲法委員会のWGと専門家Gによって練り上げられたものである。第6回大会のバージョンと比較して変更のあるところはイタリック体になっている。

最高会議第5会期によるこの憲法草案の審議の結果が考慮されている。

最高会議が採択した条項は太いゴチック体にし、両院の間の差異には下線をふってある。

第6回大会で承認された編集箇所には、条項にナンバーがふられている。通しの条項ナンバーには括弧がついている。

<ロシア連邦最高会議第5会期におけるロシア連邦憲法草案の最高会議両院による審議情報>
最高会議両院による審議

前文

第1編（1～2条）

第2編の一部（43～56条）

第3編 57条

民族会議のみの審議

第2編 13～42条

第3編 58～61条

ロシア連邦憲法

われわれ、わが国において共通の運命によって結びつけられたロシア連邦の多民族からなる人民は、

祖国愛と善および正義に対する崇高な確信をわれわれに伝えた祖先に想いをはせ、

人の自由と権利および尊厳ある生命、市民的平和および合意を承認し、

歴史的に形成された国家的統一を保持し、

ロシアを復興し、そしてそれを搖るぎない民主的な国家にし、

現在と将来の世代に向けた祖国への責任に基づき、

世界共同体の一員であることを自覚して、

ロシア連邦憲法を採択し、

これをわが国の最高法規として宣言する。

第1編 ロシア連邦の憲法体制の原則

第1条 国家主権

(1)

① ロシア連邦（РФ、ロシア）は、主権的で、法治的かつ民主的な連邦制に基づく社会的国家である。ロシア連邦（短縮形はРФ）およびロシアの国名は、同義である。

- ② ロシア連邦の主権の担い手およびその国家権力の唯一の源泉は、その多民族からなる人民である。
- ③ ロシア連邦は、その領域および領空に関して最高の権力を有し、その内外政策を独立して決定し、これを実施し、ロシア連邦の全領域において最高性を有するロシア連邦憲法および連邦法律を制定する。
- ④ 国家は、社会の公的な代表者である。国家は、社会のいずれかの部分ではなく社会全体に奉仕し、人および市民に対して責任を負う。
- ⑤ ロシア連邦においては、共和制の統治形態がとられる。
- ⑥ 国家は、世俗のものとする。

第 2 条 人とその権利および自由—最高の価値 (2)

- ① 人、人の生命および健康、名誉および尊厳、人身の不可侵および安全、権利および自由は、ロシア連邦における最高の価値である。その承認、遵守および擁護は、国家の主要な義務である。
- ② ロシア連邦は、ロシア連邦憲法の規定ならびに一般に認められた国際法の原則および規範にしたって人と市民の権利および自由を保障する。

第 3 条 法の最高性 (3)

- ① 国家およびその機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員ならびに市民は、法およびそれに基礎をおくロシア連邦憲法に従属する。
- ② ロシア連邦憲法は、直接効力を有し、ロシア連邦の全領域においてこれを適用する。ロシア連邦憲法に抵触する法律およびその他の法的アクトは、法的効力を有しない。
- ③ すべての法律は公式に公布されなければならない。公布されない法律はこれを適用しない。人と市民の権利、自由および義務に関わるその他の規範的法的アクトは、一般的閲覧のために公布されない場合には、これを適用することはできない。

〔④ 一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約は、ロシア連邦の法の一部を構成する。ロシア連邦の批准した条約が、法律に定めのないその他の規定を定める場合は、この条約の規則を適用するものとする。〕 民族会議によって否決

第 4 条 人民権力 (4)

- ① ロシア連邦の人民は、直接にまたはロシア連邦の憲法および法律の定める形態と手続により国家権力のシステムおよび地方自治をとおしてその権力を行使する。
- ② ロシア連邦憲法の定める国家機関の選挙は、自由であり、普通、平等、直接の選挙権に基づき秘密投票でこれを行う。
- ③ 社会のいかなる部分、いかなる団体またはいかなる個人も、国家において権力を横奪することはできない。国家権力の篡奪はもっとも重大な犯罪である。
- ④ ロシア連邦の市民は、現行の憲法体制を暴力的に廃止しまたは変更しようとするあらゆる企てに抵抗する権利を有する。

第 5 条 政治的複数主義 (5)

- ① ロシア連邦における民主主義は、政治的、経済的およびイデオロギー的な多様性と複数政党制、無党派層の参加に基づいてこれを実現する（共和国院の修正）。
- ② いかなるイデオロギーも、国家的ものまたは全般的義務を有するものとしてこれを定めることはできない。

第 6 条 権力分立 (6)

- ① ロシア連邦における国家権力のシステムは、立法権、執行権および裁判権の権力分立、ロシア連邦と、それを構成する共和国、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区および地方自治との間の管轄事項および権限の区分の原則に基づく。
- ② 立法権、執行権および裁判権の諸機関は、独立してその権限を行使し、相互に作用する。これらの機関は、ロシア連邦憲法および法律によって定められたその権限の範囲を越えることはできない。

第 7 条 連邦国家

(7)

- ① ロシア連邦の国家・領域編成は、連邦主義の原則に基づき、ロシア連邦の統一、国家権力の統一およびロシア連邦を構成する諸民族の自決権を保障する。
- ② 共和国、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の法的地位の原則は、ロシア連邦憲法がこれを定め、ロシア連邦によって保障される。それらの法的地位は、それぞれに、共和国憲法、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する都市の憲章、自治州、自治管区に関する連邦法律によってこれを定め、これらはロシア連邦憲法に抵触することはできない。
- ③ ロシア連邦憲法によりロシア連邦の管轄またはロシア連邦と地方(クライ)、州、自治州、自治管区の共同管轄とされない国家権力の権限は、ロシア連邦憲法、共和国憲法、地方(クライ)、州の憲章、自治州、自治管区に関する連邦法律にしたがい、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区が独立してこれを行使する。

〔④ ロシア連邦において、すべての民族集団（エスニック共同体）の権利および自由、その民族的・文化的自治および社会的自治の権利は、これを保障する。〕 共和国院の修正

第 8 条 社会国家

(8)

- ① ロシア連邦の社会的任務は、個人の発達、人および社会の福祉の達成のために平等で公正な機会を保障することである。
- ② 国家は、人びとの労働と健康を保護し、最低生活基準を決め、最低賃金水準を定め、家族、母性、父子関係および子ども、障がい者および高齢者への支援を保障し、社会的サービスのシステムを発展させ、国家年金、手当及びその他の社会的保護の保障を定める。
- ③ 国家は、人道的な人口政策を遂行し、人と社会の文化的発展のための必要な条件を整備し、エコロジー上の安全と合理的な自然利用を保障する。

第 9 条 経済活動形態の多様性

(9)

- ① ロシア連邦の経済の基礎は、社会的な市場経済であり、経済活動、企業活動および労働の自由、所有形態の多様性と平等、それらの法的保護、誠実な競争および社会的利益が保障される。
- ② 国家は、人と社会のために経済生活を規制する。
- ③ 経済的諸関係は、人と国家、労働者と雇用者、生産者と消費者の間の社会的パートナーシップに基づいてこれを打ち立てる。

第 10 条 国家同盟におけるロシア連邦

(10)

ロシア連邦は、他の国家との同盟に加わり、所定の場合に同盟の機関の創設に参加し、その権限の行使の一部をこれに委ねることができる。

第 11 条 世界共同体におけるロシア連邦

(11)

ロシア連邦は、世界共同体の全権を有する構成員であり、一般に承認された国際法の原則および規範、その締結した条約を遵守し、国際機関およびその他の連合、集団的安全保障システムに参

加することができ、全般的（普遍的）で公正な平和、互恵の国際協力およびグローバルな問題の解決を志向する。

第12条 憲法体制の統一性と安定性

(12)

- ① 憲法の本編に定める諸規定は、ロシア連邦の憲法体制の原則を構成する。
- ② ロシア連邦憲法の以下の編の諸規定は、ロシア連邦の憲法体制の原則に抵触することはできない。

第2編 人と市民の基本的権利、自由および義務

第1章 総則

第13条

(13)

- ① 人の基本的権利および自由は、譲渡されることはなく、生れながらのものである。
- ② (欠落；編集ミスか?)
- ③ 人および市民の権利および自由は、ロシア連邦の憲法体制、社会的道徳、他人の権利および自由の擁護を目的とするロシア連邦の憲法および法律によるものの他、これを制限することはできない。

第14条

(14)

- ① 各人は権利の主体であり、そのようなものとして認められる。
- ② すべての人は、法律のもとに平等であり、法律によって平等に保護される権利を有する。
- ③ すべての人は、人種、肌の色、民族的帰属、性、言語、社会的出身、社会的地位、財産状態もしくは職務上の地位、信条、宗教に対する態度、社会団体への参加、居住地、およびその他の事情の如何にかかわらず、権利および自由において平等である。〔これらの事情による同権の侵害は、法律によりこれを追及する。〕 民族院により否決
- ④ 男性と女性は、平等の権利および自由を享有する。
- ⑤ 民族的マイノリティに属する者の権利および自由は、ロシア連邦憲法、一般に承認された国際法の原則および規範及びロシア連邦の条約にしたがってこれを保障する。

第15条

(15)

- ① 人と市民の権利および自由の行使は、他人の権利および自由を侵害するものであってはならない。
- ② ロシア連邦の憲法体制の暴力的な変更または排除、人種的、民族的、社会的および宗教的な敵意（不和）または憎悪の宣伝および扇動、ならびに暴力と戦争のために権利および自由を利用することはこれを認めない。

第2章 国籍

第16条

(16)

- ① 各人は、連邦法律にしたがい、ロシア連邦国籍の取得および離脱に対する権利を有する。ロシア連邦の国籍は、その取得の事由の如何にかかわらず、平等である。
- ② ロシア連邦の市民は、国籍または国籍変更の権利を奪われることはない。
- ③ ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の国外に追放されることはない。
- ④ ロシア連邦の市民は、一般に承認された国際法の規範またはロシア連邦の条約による場合のほか、他の国家にその身柄を引き渡されることはない。

⑤ ロシア連邦は、その国外において自国の市民の保護と庇護を保障する。

第 1 7 条

(1 7)

① 共和国は、その国籍を定めることができる。共和国のすべての市民は、ロシア連邦の市民である。ロシア連邦の市民は、その共和国が国籍を定める場合には、常時在住する領域の共和国の市民となる。他の場合の共和国の国籍の取得は、法律にしたがってこれを行う。

② 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区は、ロシア連邦の国籍に関する権利および自由を制限しもしくは取り消し、またはその義務を変更しもしくは取り消すことはできない。

第 1 8 条

(1 8)

① ロシア連邦の市民は、連邦法律またはロシア連邦の条約にしたがい、外国の国籍を有することができる。

② ロシア連邦憲法、連邦法律またはロシア連邦の条約に別段の定めがない場合、ロシア連邦の市民が外国の国籍を有することにより、ロシア連邦の国籍に由来する権利および自由を軽んじられることはなく、義務を免れることはない。

第 1 9 条

(1 9)

① ロシア連邦の市民でなく、その領域に合法的に在住する者は、ロシア連邦の市民と平等に権利および自由を享有し、義務を負う。ただし、ロシア連邦憲法、連邦法律またはロシア連邦の条約に別段の定めがある場合はこの限りではない。

② ロシア連邦は、外国の市民および無国籍者に対し、一般に承認された国際法の規範とそれに基づいて制定された連邦法律にしたがい、避難権を与える。

第 3 章 市民的、政治的権利および自由

第 2 0 条

(2 0)

① 各人は生存の権利を有する。ロシア連邦において、何人も恣意によって生命を奪われることはない。

② 国家は、死刑の廃止を志向する。死刑は、それが廃止されるまでは、人への特別に重大な犯罪に対する刑罰の例外的措置として連邦法律が定め、陪審員の参加する裁判所の判決がある場合にのみこれを言渡すことができる。

第 2 1 条

(2 1)

① 各人は、自由および人身の不可侵の権利を有する。

② 勾留を含む自由の制限は、裁判所の決定によりこれを認める。裁判所の決定があるまで、人は48時間を超えて身柄の拘束を受けることはない。身柄拘束の適法性は、裁判手続によりこれを審査する。

③ 人身の不可侵を制限することができる事由は、連邦法律によってこれを定めることができる。

④ 何人も、暴力、拷問およびその他の残酷なもしくは人間的尊厳を傷つけるような処遇または刑罰を受けることはない。

⑤ 何人も、その自発的な同意なしに、学術、医療および軍事またはその他の実験に晒されることはない。

第 2 2 条

(2 2)

- ① 各人は、私生活 [プライバシー] の不可侵、信書、会話、電話、通信およびその他の交通（連絡）の秘密に対する権利を有する。これらの権利の制限は、法律に基づき裁判所の決定による場合に限り許される。
- ② 各人は、その名誉および名声を保護する権利を有する。
- ③ 本人の同意なしに、人の私生活に関する情報の収集、保管および流布は、連邦法律に定める場合のほかは、これを認めない。
- ④ パスポート、身分証明書、証明書、身分事項証明書、採用時に必要とされるドキュメント、およびその他のドキュメントには、独立した法律的意義を有しない、民族的帰属、社会団体への帰属（参加）、国外在住およびその他の事情に関する情報はこれを記載しない。
- ⑤ ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがい、直接にその権利および自由に影響する文書および資料を知り（にアクセスし）、国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体および公務員の管理している自己の情報を入手する権利を有する。

第 2 3 条 (23)

- ① 住居は、不可侵である。何人も、その居住者の意思に反して住居に立ち入る権利を有しない。人の生命および健康を保護し、その住居またはその財産に対する著しい損害を防止するために、連邦法律によって例外規定を定めることができる。
- ② 住居に立ち入って行われる搜索およびその他の行為は、連邦法律に基づき裁判所の決定がある場合に飲みこれを認める。緊急の（猶予のない）場合には、この行為の適法性を必ず事後的に裁判所の審査を受けることとする連邦法律の定めるその他の手続をとることができる。

第 2 4 条 (24)

- ① ロシア連邦の領域に合法的に在住する各人は、ロシア連邦の国内における移動の自由、滞在地および居住地の選択の権利を有する。
- ② 各人は、ロシア連邦から自由に出国することができる。ロシア連邦の市民は、ロシア連邦に妨害されることなく帰国する権利を有する。
- ③ 本条に定める権利の制限は、連邦法律によってこれを定めることができる。

第 2 5 条 (25)

- ① 各人は、思想および言論の自由ならびに意見および信条を妨害されることなく表現する権利を有する。何人も、その意見および信条を表明し、またはそれを拒否（放棄）することを強制されることはない。
- ② 各人は、任意の合法的な方法によって情報を自由に検索し、入手し、作成し、普及する権利を有する。
- ③ これらの権利の制限は、私的生活、ならびに個人と家族の秘密、職業上、商業上、職務上の秘密もしくは国家秘密、または社会的モラルおよび良心の自由の保護のために、連邦法律によってこれを定めることができる。職務上の秘密および国家秘密とされる情報のリストは、連邦法律により限定列挙方式でこれを定める。

第 2 6 条 (26)

各人は、良心の自由、すなわち任意の宗教を自由に信じ、またはいかなる宗教も信ぜず、宗教的、非宗教的またはその他の信条を選択し、これを保持し、普及し、ならびに法律を遵守してその信条にしたがって行動する権利を保障される。

第 2 7 条 (27)

- ① 各人は、自由に自己の民族的帰属を決定し、表明する権利を有する。何人も、その民族的帰属の決定および表明を強制されることはない。
- ② 各人は、母語を使用し、ならびに交渉、養育、教育および創造活動における言語を自由に選択する権利を有する。
- ③ 民族的尊厳の侮辱は、法律によってこれを追及する。

第 2 8 条 (28)

ロシア連邦の市民は、社会と国家の事項の管理に直接にまたはその代表をとおして参加する権利を有する。

第 2 9 条 (29)

- ① ロシア連邦の市民は、選挙権を有し、法律にしたがって選挙制の国家機関および地方自治機関に選出される権利を有する。
- ② 選挙には、18歳に達したロシア連邦の市民が参加する。裁判所によって行為能力がないと宣告された市民は、選挙権および被選挙権を有しない。裁判所の判決により自由制約施設に収容されている市民は選出されない。
- ③ ロシア連邦の国外に在住するロシア連邦の市民は、ロシア連邦の最高会議、大統領および副大統領、共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区の国家権力機関、地方自治機関の選挙、ならびにロシア連邦のレフェレンдумに参加する権利を有する。
- ④ 地方自治機関において選挙権および選挙される機会は、当該地域に常時在住する外国の市民および無国籍者に対してこれを与えることができる。

第 3 0 条 (30)

ロシア連邦の市民は、国家的勤務および地方的勤務に平等に就く権利を有する。国家的勤務および地方的勤務の職の候補者に求められる要件は、職務機能の内容によってこれを定める。

第 3 1 条 (31)

ロシア連邦の市民は、武器を携帯しないで平和的に集合する権利を有する。市民は、事前の届け出(通告)を条件に、集会、街頭行進、示威行動およびピケッティングを行うことができる。この権利の行使の手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 3 2 条 (32)

- ① ロシア連邦の市民は、団結の権利を有する。この権利の例外は、ロシア連邦憲法および連邦法律がこれを定める。
- ② 何人も、いかなる団体であれこれに加入し、またはこれに継続して所属する(とどまる)ことを強制されることはない。

第 3 3 条 (33)

ロシア連邦の市民は、国家機関、地方自治機関および公務員に対し、個人として申立てを行い、個人的または集団的な請願(陳情)を行う権利を有する。これらの機関および公務員は、その権限の範囲内でこの請願を審理し、それに関する決定を採択し、法律の定める期間内に理由を付して回答を行わなければならない。

第 4 章 経済的、社会的および文化的な権利および自由

第 3 4 条 (34)